

# 保健医療福祉関係職修学資金貸付制度

のご案内

小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付制度は、町立施設及びその他町が認めた施設等における**保健医療福祉関係職員の確保**を図るためのものです。

保健医療福祉関係職（21職種）の養成所等に在学する方を対象に修学資金を貸付けし、資格取得を応援します！養成所卒業後、対象職種の資格を取得し、町立施設及びその他町が認めた施設等に**5年間**従事した場合は、**全額返還が免除**されます！



## 対象職種

医師、助産師、看護師、准看護師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士

## 貸付対象

### 修学資金

●貸付額 月額**5万円**  
(年額60万円)

### 特別修学資金 (加算部分)

●貸付額 月額**3万円**  
(修学資金と合わせ年額96万円)

## 貸付内容

### ●貸付対象

- 次の①～③すべてを満たす方
- ① 対象職種の養成所等に在学している
  - ② 卒業後、町立施設及びその他町が認めた施設等で保健医療福祉関係の業務に従事する意志がある
  - ③ 小豆島町奨学資金を借りていない

### ●貸付対象

上記の①～③に加え、次の①②どちらも満たす方

- ① 学業が優秀である
- ② 経済的援助を必要としている

※特別修学資金のみの貸付はできません。  
修学資金とあわせて申込み下さい。

### 修学資金

●利 子 無利子

### 特別修学資金

●貸付期間 養成所等の正規の最短修業期間

## 返還の猶予

### 返還免除

養成所等を卒業後、対象職種に必要となる**資格を取得し**、町立施設及び町の認めた施設等で保健医療福祉関係の業務に従事したときは返還の猶予申請ができます。

その後、**5年間**当該業務に従事した場合は、**返還の免除**ができます。

## 返 還

修学資金は、貸付終了の翌月から据置期間（1年間）を経過した後、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、特別修学資金は、修学資金の返還期間が経過した後、貸付を受けた期間と同等の期間内に、月賦または年賦により返還しなければなりません。

※なお、期限を繰り上げて返還することもできますが、一度返還いただいた返還金については、返還猶予・返還免除の対象とはならず、お返しもできませんのでご注意ください。

## 申込み

### 申込期間

毎年**4月1日～4月30日** ※土日祝日は除きます

申込用紙の  
設置場所

こども教育課（本館2階）・健康づくり福祉課（西館1階）  
池田窓口センター（池田保健センター）・各公民館

提出先

こども教育課

## 問合せ先

教育委員会事務局 こども教育課 0879-82-7014

## 所得の目安

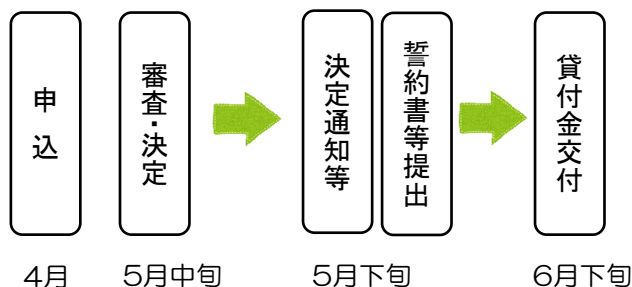
特別修学資金の申込みに係る所得の目安（主たる生計者の所得）

扶養親族の数	所得額
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円

## 貸付スケジュール（予定）

申込書等受理後、小豆島町修学生選考委員会にて、審査し、貸付の可否を決定します。

4月分から貸付。  
6月、10月、2月に4ヵ月分を指定口座に振り込みます。



### 申込みに必要な書類

- ① 申込書
- ② 意志確認書
- ③ 在学証明書（学校からもらう）
- ④ 生計を一にする者全員の住民票
- ⑤ 主たる生計者の所得証明書
- ⑥ 連帯保証人の町税等完納証明書
- ⑦ 高等学校の成績証明書（特別修学資金を申込みの方のみ）

①②⑦は、お渡しする用紙に記入して提出してください。

④⑤⑥は、町内在住者であれば省略できます。

（町外の方は、住所地の役所で交付を受けてください。）

## Q&A

### Q 奨学資金との違いは？

A 主な違いは、以下のとおりです。

#### ①住所要件の違い

修学資金の申込みに住所要件はありませんが、奨学資金の申込みは、町内に居住する方または中学校か高等学校卒業時まで町内に居住していた方に限られます。

#### ③返還猶予・免除要件の違い

修学資金は、資格を取得し、町立施設及びその他町が認めた施設等に就業する場合は、返還猶予が申請できます。

奨学資金は、資格の取得の有無や業種に関わらず、町内に住所を有し、郡内事業所に就業する場合に、返還の猶予申請ができます。

#### ②所得制限の有無

修学資金（月額5万円）には所得制限がありませんが、奨学資金には所得制限があります。

#### ④加算部分の貸付の有無

修学資金には特別修学資金（月額3万円）の加算部分の貸付がありますが、奨学資金には、加算部分の貸付はありません。

なお、特別修学資金（月額3万円）のみの貸付はできません。特別修学資金の貸付を希望される方は、修学資金とあわせて申込みください。

### Q 他の奨学金等と併用することはできますか？

A 小豆島町奨学資金との併用はできません。なお、日本学生支援機構などの奨学金等との併用は可能です。

### Q 申込期間以降に申込みはできますか？

A 原則申込期間以降の受付はできませんが、特別な事情がある場合は、受付できる場合もありますので、ご相談下さい。

### Q 申込みすれば必ず貸付を受けられますか？

A 特別修学資金は、所得要件及び成績の要件があります。選考委員会で審査・決定します。修学資金も含め、申込みをすれば必ず貸付を受けられるというものではありません。